

令和6年11月29日提出

令和6年12月那須塩原市議会
定例会議議案

那須塩原市

令和6年12月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
議案第110号	那須塩原市ゆめみらい応援給付金基金条例の制定について	教育部
議案第111号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	総務部
議案第112号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	総務部
議案第113号	那須塩原市表彰条例の一部改正について	企画部
議案第114号	那須塩原市図書館条例の一部改正について	教育部
議案第115号	那須塩原市水道事業の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について	上下水道部
議案第116号	財産の減額譲渡について	産業観光部
議案第117号	公の施設の指定管理者の指定について	産業観光部
議案第118号	公の施設の指定管理者の指定について	産業観光部
議案第119号	公の施設の指定管理者の指定について	建設部
議案第120号	公の施設の指定管理者の指定について	建設部
議案第121号	公の施設の指定管理者の指定について	教育部
議案第122号	公の施設の指定管理者の指定について	教育部
議案第123号	那須塩原市国土強靱化地域計画の改訂について	総務部
議案第124号	市道路線の認定及び廃止について	建設部
報告第28号	専決処分の報告について〔令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）〕	総務部
報告第29号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第30号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第31号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第32号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部

議案 第110号

那須塩原市ゆめみらい応援給付金基金条例の制定について

上記議案を提出する。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市ゆめみらい応援給付金基金条例

(設置)

第1条 篤志家からの寄附金（以下「寄附金」という。）を活用し、学業、スポーツ又は文化芸術（以下「学業等」という。）の分野における成績が特に優秀であり、本市から未来へ羽ばたき活躍できる人材育成に資するため、那須塩原市ゆめみらい応援給付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、寄附金及び一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、那須塩原市ゆめみらい応援給付金（以下「給付金」という。）の給付に関する事業の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(定義)

第7条 この条例において「受給者」とは、給付金を受ける者をいう。

2 この条例において「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学、短期大学若しくは専修学校の専門課程又は海外のその国における教育制度による大学、短期大学その他これらに類すると市長が認める学校をいう。

(受給資格)

第8条 給付金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者（保護者又はこれに代わる者が市内に住所を有する者を含む。）
- (2) 学業等の分野における成績が特に優秀である者
- (3) 大学等に進学を予定又は在学している者（海外のその国における教育制度による大学、短期大学その他これらに類すると市長が認める学校に進学を予定又は在学している者においては、学位の取得を目的とする場合に限る。）
- (4) 学業等の分野の活動を大学等でも継続する者
- (5) 受給者及びその保護者又はこれに代わる者が、市税等を滞納していないこと。

(給付金の額及び給付の期間並びに申請)

第9条 給付金の額及び給付の期間並びに申請に必要な事項については、規則で定める。

(受給者の責務)

第10条 受給者は、給付金の趣旨に鑑み、学業等に励まなければならない。

(休止及び取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付を休止又は取消しをすることができる。

- (1) 休学したとき。
- (2) 傷病又は重度の障害その他特段の事情により修学目的を達成することができないとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 第8条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (5) 操行が不良となったとき。
- (6) 退学したとき。
- (7) 偽りその他不正の行為により給付金の給付を受けたと認められるとき。
- (8) 給付金の受給を辞退したとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、受給者として適当でないと認められるとき。

(返還)

第12条 前条の規定により給付金の給付を取り消された者は、既に受給した給付金の全部又は一部を返還（以下「返還金」という。）しなければならない。ただし、前条第2号又は第3号に該当する場合は、その限りではない。

(返還金の減免)

第13条 市長は、第11条の規定により給付金の給付を取り消された者が特別の事情により修学目的を達成することができないときは、前条に規定する返還金を減額し、又は免除することができる。

(受給者の募集終了)

第14条 この給付金は、篤志家からの寄附が無くなった時点で、募集は終了するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第111号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

上記議案を提出する。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(那須塩原市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 那須塩原市監査委員に関する条例(平成17年那須塩原市条例第27号)
の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改め
る。

(那須塩原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 那須塩原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年那
須塩原市条例第197号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改め
る。

(那須塩原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 那須塩原市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年那須塩
原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、
「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改め
る。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第3条中第173条第1項第1号を第173条の4第1項第1号とする改正規定は、公布の日から施行する。

議案 第112号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

上記議案を提出する。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1編 関係条例の一部改正

(那須塩原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 那須塩原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年那須塩原市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 那須塩原市職員の給与に関する条例(平成17年那須塩原市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

第3条 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成17年那須塩原市条例第147号)の一部を次のように改正する。

第25条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正）

第5条 那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成20年那須塩原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例の一部改正）

第6条 那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例（平成24年那須塩原市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第26条及び第27条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（那須塩原市行政不服審査会条例の一部改正）

第7条 那須塩原市行政不服審査会条例（平成27年那須塩原市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第8条 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年那須塩原市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第9条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑

法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第10条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

（那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の那須塩原市職員の給与に関する条例第17条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3章 その他

（経過措置の規則への委任）

第12条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案 第113号

那須塩原市表彰条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市表彰条例の一部を改正する条例

那須塩原市表彰条例（平成17年那須塩原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、市民福祉の向上、産業の振興、教育、文化の振興、その他市勢の発展のため特に功績のあったものについて、表彰」を「、市民福祉、産業、教育、文化その他各分野において特に功績のあったものを表彰することにより、これまでの功績を顕彰するとともに、本市の自治の振興に寄与」に改める。

第2条中「個人若しくは」を「市長は、個人若しくは」に、「団体等」を「団体」に、「ものは、市長がこれを表彰する」を「ものに対して表彰するものとする」に改め、同条ただし書中「、市長が」を削り、同条第5号中「消防、防災」を「防犯」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条第9号中「本市に多額の」を削り、同号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とする。

第4条の前の見出し中「表彰」の次に「の期日」を加える。

第5条に見出しとして「（表彰の方法）」を付し、同条第1項中「被表彰者には」を「市長は、第2条第1項各号に該当すると認められるものがあるときは」に改め、同条第2項中「被表彰者が」を「前項の規定により表彰が決定したもの（以下「被表彰者」という。）が」に、「その故人」を「当該故人」に改め、同条第3項中「その遺族」を「被表彰者の遺族」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案 第114号

那須塩原市図書館条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市図書館条例の一部を改正する条例

那須塩原市図書館条例（平成17年那須塩原市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号を次のように改める。

(1) 図書館の利用の許可等に関する業務

第10条第4項中「、第3条第3項中「那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。））」とあるのは、「第10条第1項の指定管理者」とするを「、第3条第3項、第4条、第6条（第4号を除く。）及び第7条の規定中「那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。））」又は「教育委員会」とあるのは、「第10条第1項の指定管理者」とするに改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案 第115号

那須塩原市水道事業の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市水道事業の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市水道事業の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例（平成24年那須塩原市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」の次に「第2項の技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）」を加え、「の規定に基づき、水道の布設工事の監督及び」を「に規定する」に改める。

第3条第1号中「同じ。）の」を「同じ。）において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「経験を有する者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「短期大学（同法による専門職大学の前期課程）」の次に「（以下「専門職大学前期課程」

という。）」を、「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「卒業した後（同法による専門職大学の）」を「卒業した後（専門職大学）」に改め、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第6号中「水道事業管理者が」の次に「規程で」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「経験を有する者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学校において土木工学以外の」を「学校において、」に、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当

する課程を除く。）」に、「学校教育法による専門職大学の」を「専門職大学」に、「同法による専門職大学の」を「専門職大学」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「経験を有する者」を「経験を有するもの」に改め、同条第4号中「水道事業管理者が」の次に「規程で」を加え、「前2号」を「前3号」に改める。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案 第116号

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額して譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

1 財産の種類

土地

所在	地目（登記）	地積（㎡）
那須塩原市上塩原字上ノ向604番4	宅地	3,314.18

建物

所在	名称	構造	延床面積（㎡）
那須塩原市上塩原 字上ノ向604番 地4	公衆浴場	鉄骨造合金メッキ鋼板 ぶき平家建	515.19
	物置	木造合金メッキ鋼板ぶ き平家建	9.93

2 鑑定評価額 27,141,000円

3 譲渡の相手方 那須塩原市上塩原675番地
有限会社 富士屋旅館
代表取締役 細井 邦彦

4 譲渡金額 18,141,000円

議案 第117号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	那須塩原市もみじ谷大吊橋
指定管理者となる団体	栃木県矢板市館ノ川777番地1 たかはら森林組合 代表理事組合長 江連 比出市
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案 第118号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	塩原温泉湯っ歩の里
指定管理者となる団体	那須塩原市上赤田238番地 宮沢建設株式会社 代表取締役 宮澤 卓也
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案 第119号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	鳥野目河川公園
指定管理者となる団体	埼玉県坂戸市大字厚川126番地1 特定非営利活動法人Nature Service 理事 赤堀 哲也
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案 第120号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	黒磯公園 那珂川河畔公園 東那須野公園 山中新田児童公園 とようらコミュニティ公園 厚崎さわやか広場 沓掛二丁目公園 前弥六南町公園 沓掛三丁目公園 方京一丁目公園 方京二丁目公園 方京三丁目公園 大原間西一丁目第一公園 大原間西一丁目第二公園 いなむらふれあい公園 戸田水辺公園 沓掛一丁目公園 大原間西二丁目公園 烏ヶ森公園 乃木公園 那須開墾社第二農場歴史公園 井口公園 大山公園 南町児童公園
----------------------	---

	西那須野駅前公園 一本杉緑地 狩野緑地 三小前緑地 乃木緑地 疏水パーク 西朝日町緑地 八汐第一公園 八汐第二公園 今井公園 関谷中央公園 関谷第一公園 関谷第二公園 関谷第三公園
指定管理者となる団体	那須塩原市南郷屋五丁目163番地765 公益社団法人那須塩原市シルバー人材センター 代表理事 坂本 啓一郎
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案 第121号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	那須塩原市黒磯文化会館 那須塩原市三島ホール
指定管理者となる団体	那須塩原市上厚崎490番地 公益財団法人那須塩原市文化振興公社 代表理事 月井 祐二
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案 第122号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	那須塩原市図書館 那須塩原市西那須野図書館 那須塩原市塩原図書館
指定管理者となる団体	東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案 第123号

那須塩原市国土強靱化地域計画の改訂について

那須塩原市国土強靱化地域計画を別冊のとおり改訂することについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第124号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、那須塩原市道路線を次のとおり認定し、及び廃止したいので、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定により準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	備考
K3085	沓掛3085号線	沓掛	沓掛	
K3086	埼玉3086号線	埼玉	埼玉	
K3087	埼玉3087号線	埼玉	埼玉	
K3088	埼玉3088号線	埼玉	埼玉	
K3089	埼玉3089号線	埼玉	埼玉	
K3090	埼玉3090号線	埼玉	埼玉	
K3091	東小屋3091号線	東小屋	東小屋	
K3092	東小屋3092号線	東小屋	東小屋	
K3093	北弥六3093号線	北弥六	北弥六	
K3094	沓掛一丁目北弥六線	沓掛一丁目	北弥六	
N1554	下永田1554号線	下永田六丁目	下永田六丁目	
N1555	太夫塚1555号線	太夫塚五丁目	太夫塚五丁目	
N1556	東三島1556号線	東三島三丁目	東三島三丁目	

N1557	東三島1557号線	東三島三丁目	東三島三丁目	
N1558	東三島1558号線	東三島三丁目	東三島三丁目	
N1559	下永田1559号線	下永田五丁目	下永田五丁目	
N1560	下永田1560号線	下永田五丁目	下永田五丁目	
N1561	西三島1561号線	西三島二丁目	西三島二丁目	
N1562	西大和1562号線	西大和	西大和	
N1563	下永田1563号線	下永田七丁目	下永田七丁目	
N1564	下永田1564号線	下永田七丁目	下永田七丁目	
N1565	下永田1565号線	下永田七丁目	下永田七丁目	

廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	備考
K650	那須塩原駅北都計3号線	沓掛一丁目	前弥六	

報告 第28号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第13号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり専決処分する。

令和6年10月 2日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第29号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月 8日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年8月30日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 26,281円
- 2 和解の内容 相手側車両の損害額は43,802円とし、過失割合は市側が60パーセント、相手側が40パーセントとする。
市は、市責任額26,281円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇

報告 第30号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月 8日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年9月15日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 40,656円
- 2 和解の内容 相手側車両の損害額は67,760円とし、過失割合は市側が60パーセント、相手側が40パーセントとする。
市は、市責任額40,656円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇

報告 第31号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月17日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年9月16日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 15,400円
- 2 和解の内容 相手側車両の損害額は30,800円とし、過失割合は市側が50パーセント、相手側が50パーセントとする。
市は、市責任額15,400円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇

報告 第32号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月29日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第17号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月22日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年9月10日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 4,732円
- 2 和解の内容 相手側車両の損害額は6,760円とし、過失割合は市側が70パーセント、相手側が30パーセントとする。
市は、市責任額4,732円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇